

令和3年度庄内町起業家応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における新たな事業創出を促進するため、意欲ある起業家に対し、予算の範囲内で令和3年度庄内町起業家応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者として本店又は主たる事業所（以下この条において「事業所等」という。）を設置し、個人事業の開業届出書を提出し、受理されることをいう。（法人の場合は法人設立届出書を提出し、受理され、かつ、法人登記が完了することをいう。）
- (2) 開業 前号において設置した事業所等の営業を開始することをいう。
- (3) 空き店舗 かつて営業その他事業の用に供されていた店舗であって、営業その他事業の用に供されていないことが常態であるものをいう。
- (4) 空き家 かつて居宅として使用されていた建物であって、居宅として使用されていないことが常態であるものをいう。
- (5) 空き店舗等 空き店舗又は空き家であるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 資金借入支援事業 山形県商工業振興資金融資制度要綱（昭和57年4月1日制定）第3条に規定する開業支援資金又は株式会社日本政策金融公庫の新規開業資金若しくは女性、若者／シニア起業家資金（次条及び第5条において「補助対象資金」という。）を借入れ、町内で開業する者の3年分の利子を支援する事業
- (2) 改装費支援事業 町内の空き店舗等を賃借し、改装して開業する者の内装工事等に要する経費を支援する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象なる経費（第6条及び第9条において「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 資金借入支援事業 補助対象資金の融資実行日から起算して3年間の支払予定利子
- (2) 改装費支援事業 空き店舗等の改装に係る経費のうち、内装工事、外装工事、給排水工事、都市ガス工事、サイン工事及び電気工事に要する経費

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内で起業し、開業するものであること。
- (2) 庄内町商工会に加入し、経営指導を継続して受けている者又は受けようとする者であること。

(3) 市町村税等（個人事業者の場合は国民健康保険税を含む。以下同じ。）の滞納がない者であること。

(4) 次に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すること。

イ 資金借入支援事業 令和3年度に補助対象資金の申し込みをし、かつ、融資を受けること。

ロ 改装費支援事業 空き店舗等を賃借し、令和3年度に改装する者であつて、内装工事等の施工に当たり町内業者（庄内町商工会に加入し、町に法人町民税を納付している法人又は庄内町商工会に加入している個人事業者をいう。以下この条において同じ。）と請負契約又は請負契約と同等の契約を締結する者（当該町内業者が内装工事等を下請させる場合は、当該内装工事等に係る下請契約（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約をいい、当該町内業者が直接締結するものに限る。）における町内業者である下請負人（同条第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）の数が当該下請契約の下請負人の総数の2分の1以上の場合に限る。）であること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額以内とし、100万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（資金借入支援事業の交付申請）

第7条 資金借入支援事業に係る規則第4条に規定する交付申請書は、令和3年度庄内町起業家応援補助金（資金借入支援事業）交付申請書（様式第1号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（事業概要が分かるもの）
- (2) 資金償還計画書
- (3) 個人事業の開業届出書の写し（法人の場合は法人設立届出書の写し及び登記事項証明書）
- (4) 市町村税等の納税証明書
- (5) 庄内町商工会の加入承諾書又は庄内町商工会加入申込書（受理されたものに限る。）の写し
- (6) 山形県商工業振興資金の開業支援資金の場合は、認定申請書及び認定書の写し
- (7) 株式会社日本政策金融公庫の新規開業資金又は女性、若者／シニア起業家資金の場合は、決定通知書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（改装費支援事業の交付申請）

第8条 改装費支援事業に係る規則第4条に規定する交付申請書は、令和3年度庄内町起業家応援補助金（改装費支援事業）交付申請書（様式第2号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（事業概要が分かるもの）
- (2) 内装工事等に係る契約書等の写し
- (3) 下請負人の内訳書（様式第3号）

- (4) 個人事業の開業届出書の写し（法人の場合は法人設立届出書の写し及び登記事項証明書）
- (5) 市町村税等の納税証明書
- (6) 庄内町商工会の加入承諾書又は庄内町商工会加入申込書（受理されたものに限る。）の写し
- (7) 空き店舗等の賃貸借を証する書類の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（交付の条件）

第9条 規則第6条第1項第1号イ又はロに定める軽微な変更は次の各号に掲げる変更とする。

- (1) 補助対象経費の3割以内の減額
 - (2) 開業の日の繰上げ
- 2 規則第6条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、令和3年度庄内町起業家応援補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、令和3年度庄内町起業家応援補助金変更交付（中止・廃止）決定通知書（様式第5号）（次条において「変更交付決定通知書」という。）により通知するものとする。
（補助事業の中止又は廃止）

第10条 規則第6条第1項第1号ハの規定により、補助事業の中止又は廃止について町長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、令和3年度庄内町起業家応援補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更交付決定通知書により通知するものとする。
（交付決定の通知）

第11条 規則第7条に規定する補助金の交付決定の通知は、令和3年度庄内町起業家応援補助金交付決定通知書（様式第7号）により行うものとする。
（実績報告）

第12条 規則第13条に規定する実績報告書は、令和3年度庄内町起業家応援補助金実績報告書（様式第8号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとし、令和4年3月31日まで町長に提出しなければならない。

- (1) 開業の日が分かる書類
- (2) 内装工事等に要する経費の領収書の写し（改装費支援事業に限る。）
- (3) 内装工事等の着工前及び完了後の写真（改装費支援事業に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（事業状況報告）

第13条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、当該決定を受けた日の属する事業年度（当該補助対象事業者が財務諸表を作成する対象となる期間をいう。以下この条において同じ。）から3年間、各事業年度の終了後速やかに令和3年度庄内町起業家応援補助金事業状況報告書（様式第9号）に財務諸表など事業の状況が分かる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
（交付決定の取消し等）

第14条 町長は、補助対象事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(調査等)

第15条 町長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助対象事業者から報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

㊟

令和3年度庄内町起業家応援補助金（資金借入支援事業）交付申請書

令和3年度庄内町起業家応援補助金（資金借入支援事業）を下記のとおり交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第4条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 起業する業種

※ 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる分類に応じた業種の小分類を記載すること。

2 開業の日 年 月 日

3 事業所等の所在地

4 補助対象資金名

5 取扱金融機関名

6 借入金額 円

7 借入期間 年 月 日 ～ 年 月 日

8 借入利率 %

9 補助対象となる借入期間 年 月 日 ～ 年 月 日

10 補助対象となる支払予定利子合計額 円

11 補助金交付申請額 円

12 添付書類

- (1) 事業計画書（事業概要が分かるもの）
- (2) 資金償還計画書
- (3) 個人事業の開業届出書の写し（法人の場合は法人設立届出書の写し及び登記事項証明書）
- (4) 市町村税等（個人事業者の場合は国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (5) 庄内町商工会の加入承諾書又は庄内町商工会加入申込書（受理されたものに限る。）の写し
- (6) 山形県商工業振興資金の「開業支援資金」の場合は、認定申請書及び認定書の写し
- (7) 株式会社日本政策金融公庫の「新規開業資金」又は「女性、若者／シニア起業家資金」の場合は、決定通知書の写し
- (8) その他（ ）

庄内町長 宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 ⑩

令和3年度庄内町起業家応援補助金（改装費支援事業）交付申請書

令和3年度庄内町起業家応援補助金（改装費支援事業）を下記のとおり交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第4条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 起業する業種

※ 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる分類に応じた業種の小分類を記載すること。

2 開業の日 年 月 日

3 事業所等の所在地

4 内装工事等に係る費用の額 円

5 補助金交付申請額 円

6 添付書類

- (1) 事業計画書（事業概要が分かるもの）
- (2) 内装工事等に係る契約書等の写し
- (3) 下請負人の内訳書（様式第3号）
- (4) 個人事業の開業届出書の写し（法人の場合は法人設立届出書の写し及び登記事項証明書）
- (5) 市町村税等（個人事業者の場合は国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (6) 庄内町商工会の加入承諾書又は庄内町商工会加入申込書（受理されたものに限る。）の写し
- (7) 空き店舗等の賃貸借を証する書類の写し
- (8) その他（ ）

様式第3号（第8条関係）

下請負人の内訳書

工事施工者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

⑨

工種	会社名及び 代表者氏名	建設業 許可番号	住所	契約金額	商工会 加入の有無
				万円	
				万円	
				万円	
				万円	
				万円	
				万円	
				万円	
				万円	
				万円	
				万円	

備考 下請負人が建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受けている場合は、当該建設業許可の番号をご記入ください。

区分	合計	うち町内業者
下請負人の数	者	者

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

印

令和3年度庄内町起業家応援補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和3年度庄内町起業家応援補助金について、下記のとおり変更したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により、承認されるよう次のとおり申請します。

1 変更する事業名称、理由及び内容

補助対象事業の名称	資金借入支援事業 ・ 改装費支援事業	
理由		
内容	変更前	変更後
開業の日	年 月 日	年 月 日
補助対象経費	円	円

2 変更承認申請額

交付決定額（変更前）	円
変更承認交付申請額	円（1,000円未満切捨て）

3 添付書類 変更内容を明らかにする書類

様式第5号（第9条、第10条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長



令和3年度庄内町起業家応援補助金変更交付（中止・廃止）決定通知書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を通知した令和3年度庄内町
起業家応援補助金について、年 月 日付けの変更（中止・廃止）承認申請
に基づき、令和3年度庄内町起業家応援補助金交付要綱第9条第3項（第10条第2項）の規定
により下記のとおり変更交付（中止・廃止）を決定したので通知します。

記

- | | |
|--------------------|----|
| 1 補助対象事業の名称 | 事業 |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 変更（中止・廃止）後の交付決定額 | 円 |
| 4 交付の条件 | |

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

⑩

令和 3 年度庄内町起業家応援補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和 3 年度庄内町起業家応援補助金について、下記のとおり計画を中止（廃止）したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定により、承認されるよう次のとおり申請します。

中止（廃止）する補助対象事業の名称		資金借入支援事業 ・ 改装費支援事業
中止（廃止）する理由		
中止の期間（廃止の時期）		
補助対象経費	中止（廃止）の前	円
	中止（廃止）の後	円
交付決定額		円
中止（廃止）後の交付申請額		円（1,000円未満切捨て）

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長



令和3年度庄内町起業家応援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和3年度庄内町起業家応援補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第5条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称 事業
- 2 交付決定額 円
- 3 交付の条件 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更は次の各号に掲げる変更とする。
 - (1) 補助対象経費の3割以内の減額
 - (2) 開業の日の繰上げ

庄内町長

宛

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

⑩

令和3年度庄内町起業家応援補助金実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和3年度庄内町起業家応援補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第13条の規定により、その実績について次のとおり関係書類を添えて報告します。

補助対象事業の名称	資金借入支援事業・改装費支援事業
起業した業種	
事業所等の名称	
開業の日	年 月 日
事業所等の所在地	
交付決定額	円
改装費支援事業の補助対象経費	円
補助金実績額	円(1,000円未満切捨て)
添付書類	(1) 開業の日が分かる書類 (2) 内装工事等に要する経費の領収書の写し(改装費支援事業に限る。) (3) 内装工事等の着工前及び完了後の写真(改装費支援事業に限る。) (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

庄内町長

宛

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

⑩

令和3年度庄内町起業家応援補助金事業状況報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和3年度庄内町起業家応援補助金に係る事業の状況について、令和3年度庄内町起業家応援補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 起業した業種
- 2 事業所等の名称
- 2 開業の日
- 3 報告期間
- 4 事業の状況
- 5 添付書類

年 月 日

年 月 日 ～ 年 月 日

財務諸表など事業の状況が分かる書類を添付してください。